

原議保存期間	1年(令和5年3月31日)
有効期間	二種(令和5年3月31日)

警 視 庁 交 通 部 長 殿
各道府県警察(方面)本部長
(参考送付先)
各管区警察局広域調整担当部長

警察庁丁規発第38号、丁交指発第35号
令和3年4月8日
警察庁交通局交通規制課長
警察庁交通局交通指導課長

新型コロナウイルス感染症に係る臨時の予防接種において使用されるワクチン等の移送用車両に係る駐車規制からの除外等について(通達)

新型コロナウイルス感染症に係る臨時の予防接種において使用されるワクチン及びそれに付随する注射器等(以下「ワクチン等」という。)の移送については、医療機関及び地方自治体並びにこれらから委託を受けた道路運送法(昭和26年法律第183号)第78条第3号に規定する許可を受けた道路運送事業者(同号に規定する許可を受けた医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律(昭和35年法律第145号)第34条第3項に規定する卸売販売業者を含む。)等(以下「医療機関等」という。)が行うこととなる。移送先の施設に駐車場がない場合等には、ワクチン等を移送する用務の公益性及び緊急性から、当該用務に使用される車両(以下「移送用車両」という。)を当該施設付近の道路上に駐車せざるを得ない状況が想定されるため、別添1の厚生労働省からの依頼を受け、下記のとおり対応することとしたので、事務処理上遺憾のないようにされたい。

記

1 対応方針

道路交通法(昭和35年法律第105号。以下「法」という。)第4条第2項の規定により駐車規制の対象から除外する車両を定める都道府県公安委員会規則の規定を柔軟に解釈し、移送用車両について、当該規定により、駐車規制の対象から除外する車両として取り扱うこと。例えば、都道府県公安委員会規則において、「感染症の予防に関し必要な措置のために使用中の車両」を駐車規制の対象から除外する車両とする旨の規定が設けられていれば、当該規定を、当該規定が設けられていない場合で、「人命救助等のために使用中の車両」を駐車規制の対象から除外する車両とする旨の規定が設けられていれば、当該規定を、それぞれ適用すること。

一方、こうした規定が設けられていない場合には、法第45条第1項ただし書の規定により、移送用車両について、移送先の施設付近の道路上における駐車を許可すること。この場合において、許可の日時及び場所の特定に当たっては、ワクチン等を移送する用務の公益性及び緊急性を踏まえて柔軟に対応すること。

2 申請手続等の合理化等

(1) 申請書類の簡素化及び一括受理

厚生労働省との取決めにより、医療機関等の申請者は、移送用車両であることを疎明する資料として、別添2の「新型コロナウイルスワクチン等の移送に係る証明書」(以下単に「証明書」という。)を申請書に添付することとされているところ、申請

者に提出を求める申請書類については、ワクチン等を移送する用務の公益性及び緊急性を踏まえて、全国の斉一性を図るため、都道府県公安委員会規則の定めにかかわらず、申請書、申請車両の自動車検査証の写し及び証明書のみとすること。ただし、申請車両が複数台の場合には、その一覧を申請書に添付させることとし、一括して申請を受理すること。

(2) 審査及び交付手続

前記(1)の申請書類に不備がないことを確認できれば、原則として、申請を受理した当日中に標章又は駐車許可証を交付すること。

3 留意事項

(1) 駐車規制からの除外手続における留意事項

「人命救助等のために使用中の車両」を駐車規制の対象から除外する車両とする旨の規定を適用する場合において、都道府県公安委員会規則上、標章の掲示が不要であったとしても、誤検挙防止のため、標章を交付すること。

(2) 警察署長の駐車許可手続における留意事項

複数の警察署の管轄区域にまたがる場合には、申請者の求めに応じ、申請の受理並びに駐車許可証の交付及び返納手続を一の警察署で一括して行うこととし、関係警察署間における連携を密にすること。

(3) その他の留意事項

ア 申請者に標章又は駐車許可証を交付する際は、都道府県公安委員会規則の定めに基づき、現場で警察官の指示があった場合はこれに従うこと、ワクチン等の移送以外の用務における使用禁止、他人への譲渡・貸与の禁止等について指導するとともに、有効期限が経過したときやワクチン等を移送する用務が終了したとき等の速やかな返納について遵守させるなど、適正な運用に努めること。

イ 取締り部門との連携を密にし、移送用車両に係る誤検挙やトラブルの防止に努めること。

健健発 0407 第 1 号
令和 3 年 4 月 7 日

警察庁交通局交通規制課長 殿

厚生労働省健康局健康課長
(公 印 省 略)

新型コロナウイルス感染症に係る臨時の予防接種において使用されるワクチン等の移送用車両に係る駐車規制からの除外等について（依頼）

新型コロナウイルス感染症については、感染拡大を防止し、国民の生命及び健康を守るため総力を挙げてその対策に取り組み、あわせて社会経済活動との両立を図っていく必要があります。

そこで、現在、予防接種法（昭和 23 年法律第 68 号）附則第 7 条第 1 項の規定に基づき、新型コロナウイルス感染症に係る臨時の予防接種を行っているところですが、新型コロナウイルス感染症に係るワクチン及びそれに付随する注射針、シリンジ等（以下「ワクチン等」という。）の基本型接種施設から連携型/サテライト型接種施設への移送については、医療機関及び地方自治体並びにこれらから委託を受けた道路運送法（昭和 26 年法律第 183 号）第 78 条第 3 号に規定する許可を受けた道路運送事業者（同号に規定する許可を受けた医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（昭和 35 年法律第 145 号）第 34 条第 3 項に規定する卸売販売業者を含む。）等（以下「医療機関等」という。）が行うこととしております。

ワクチン等の移送については迅速な対応が求められるところ、移送先の連携型/サテライト型接種施設に駐車場がない場合には、当該施設付近の道路に駐車の上、ワクチン等を運び込まざるを得ない状況も想定されます。

つきましては、医療機関等から都道府県警察に対し、ワクチン等の移送用車両について、駐車規制からの除外又は駐車許可の申請がなされた場合には、新型コロナウイルス感染症に係る臨時の予防接種の重要性及び緊急性に鑑み、迅速な対応を行っていただくようお願いいたします。

令和3年〇月〇日

〇〇都道府県〇〇市（区）町村〇〇部長
（公印省略）

新型コロナウイルスワクチン等の移送に係る証明書

別紙申請書に記載の主体及び車両について、予防接種法（昭和23年法律第68号）附則第7条第1項の規定に基づく新型コロナウイルス感染症に係る臨時の予防接種において使用するワクチン及びワクチンに付随する注射器等を基本型接種施設から連携型接種施設/サテライト型接種施設に移送する用務に従事している者及び当該用務のため使用される車両であることを証する。